

障がい学生支援のためのガイドライン

令和8年（2026年）4月

十文字学園女子大学

学生支援企画委員会

学生総合相談センター

健康管理センター

特別支援教育研究所

十文字学園女子大学 障害学生支援規程

平成30年4月1日規程第173号

平成30年4月1日制定

令和6年12月12日最終改正

(目的)

第1条 この規程は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）並びに障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）その他の法令の定めに基づき、十文字学園女子大学において障害学生支援を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、「障害のある学生」とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害があり、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生をいう。

(学長の責務)

第3条 学長は、障害のある学生に対し不当な差別的取り扱いをすることにより学生の権利利益を侵害することのないよう、全学的な障害学生支援を推進するための具体的方策を講じなければならない。

(教職員の役割)

第4条 教職員は、当該部局において障害のある学生に対し不当な差別的取り扱いをすることにより学生の権利利益を侵害することのないよう、学生支援企画委員会が定めた具体的支援の実施及び合理的配慮の提供に努めなければならない。

(支援の申し出)

第5条 障害のある学生は、入学前、入学後のいずれの時期においても、修学に必要な支援の要請を申し出ることができる。

(第三者的調整組織)

第6条 本学と障害学生との間で提供する合理的配慮の内容の決定が困難な場合は、本学ハラスメント対策室が、第三者的視点に立ち調整を行う。

(秘密保持義務)

第7条 障害学生支援に従事する者又は具体的支援に係る事務に従事していた者は、正当な理由なく、障害のある学生及び障害学生支援に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(補足)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項については、別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年12月12日から施行する。

十文字学園女子大学障がい学生支援のためのガイドライン

はじめに

わが国では、障がいを理由とする差別の解消を推進することにより、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が平成 25 年 6 月に公布され、平成 28 年 4 月から施行された。

本学学生支援企画委員会では、特に本学における聴覚障がい学生の支援についての現状と課題について鋭意検討を行い、平成 28 年 3 月「十文字学園女子大学聴覚障がい学生支援のためのガイドライン」を策定した。

平成 29 年からは、聴覚障がい以外の障がいがある学生にも対応できるよう改定を加えている。障がい学生の支援に役立てていただければ幸いである。

なお、本ガイドラインにおいては、「障害」を「障がい」と表記する。

障がい学生支援の原則

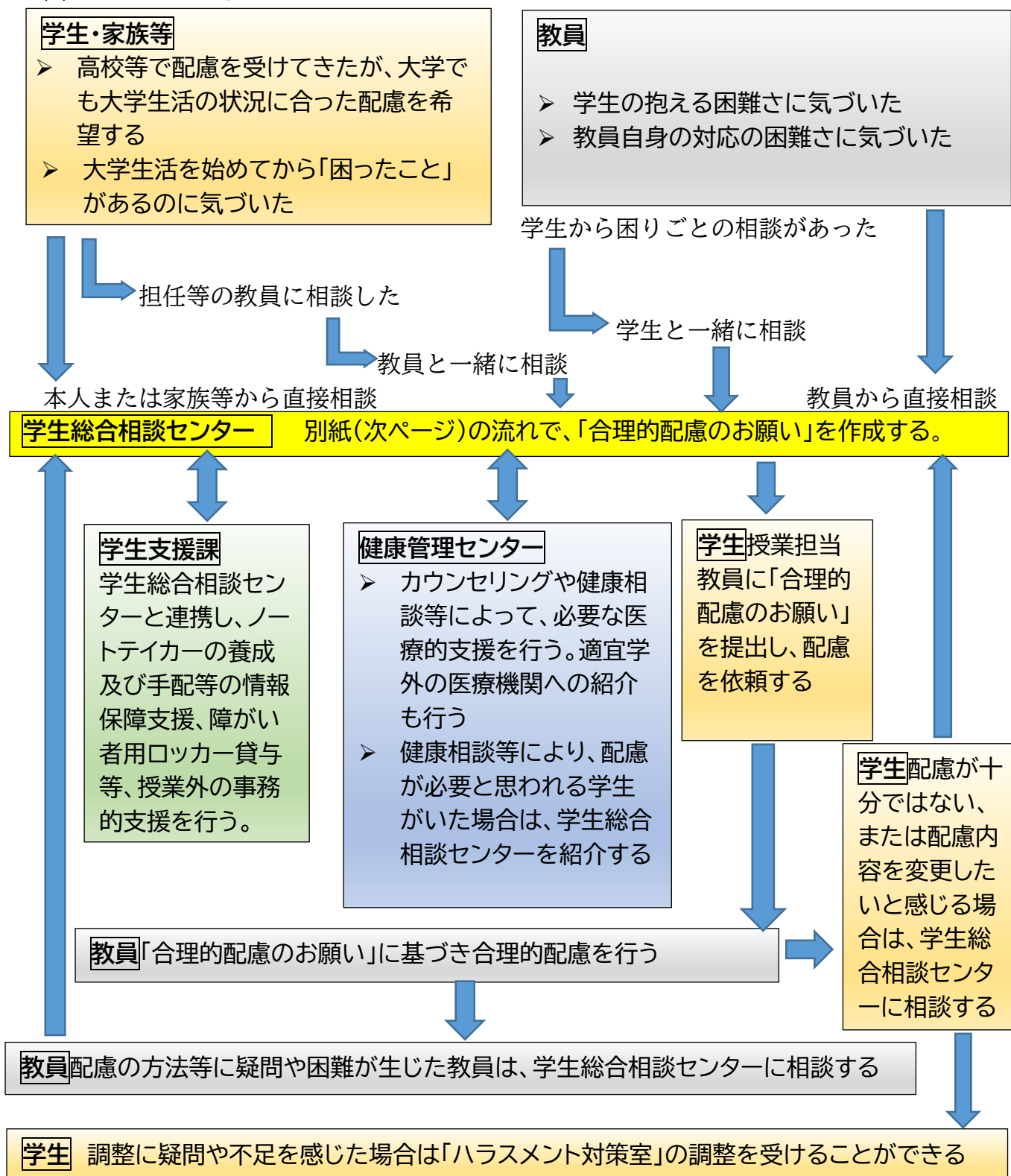
十文字学園女子大学（以下「本学」という。）では、「十文字学園女子大学 障害学生支援規程」に基づき、身体障がい、心身の機能の障がい（難病に起因する障がいを含む。以下「障がい」と総称する。）がある学生（以下「障がい学生」という。）の支援を行う。支援内容については、以下の原則を踏まえた上で、障がいの内容や程度に応じ、個別に必要なかつ合理的な配慮を検討し、障がい学生と十分な協議を経た上で決定する。

- 1 本学は、本学に在籍する障がい学生が、障がいのない学生と、相互に人格と個性を尊重し合いながら学生生活を送ることができるよう支援を行う。
- 2 障がい学生の支援が円滑に行われるよう、障がい学生の支援に関する全学的理解の促進を図る。教職員はもとより全学が、障がいの理解に努める環境を作る。
- 3 合理的配慮の提供においては、障がいの状態や環境等の変化に応じて、適時、見直しを行う。
- 4 この原則改訂は学生支援企画委員会で審議し、決定する。
- 5 学生支援企画委員会はガイドラインにもとづいた支援の実施状況報告を受け、運用について問題が生じたときは協議調整する。

<障がい学生相談の流れ>

※入学前の相談については、入試課が窓口になり、学内での調整を行う

困ったことに気づく



1. 障がいの種類と障がい学生の把握

1-1 配慮を必要とする障がいの種類と定義

障がいのある学生が大学に入学後、何らかの配慮を必要とする障がいの種類は、次のように大別され、定義される。

障がいの種類	定義
①視覚障がい	盲（両眼の視力がおおむね 0.3 未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの）、弱視（拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの。視野障害、羞明や夜盲等の明暗順応の障害のある者を含む）、その他の視覚障害（色覚異常、片目の盲及び弱視など「盲」にも「弱視」にも該当しない者）。
②聴覚障がい	聾（両耳の聴カレベルがおおむね 60 デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの）、難聴（補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のもの）、その他の聴覚障害（聾及び難聴のいずれにも該当しない聴覚障害のある者）。
③肢体不自由	肢体不自由（補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能若しくは困難な程度のもの又はこれに達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもをいう。）があることが明らかになった者
④病弱 (慢性疾患治療中)	病弱（慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの）であることが明らかになった者
⑤発達障がい	精神障害者保健福祉手帳（発達障害に限る。）を有する学生及び医師の診断等において発達障害があることが明らかになった者、小区分は自閉スペクトラム症、注意欠如・多動症、限局性学習症、発達障害の重複、その他の発達障害がある
⑥精神障がい	精神障害者保健福祉手帳（発達障害を除く。）を有する学生及び医師の診断等において精神障害があることが明らかになった者。小区分は統合失調症等、気分障害、神経症性障害等、摂食障害・睡眠障害等、精神障害の重複、その他の精神障害がある。
⑦知的障がい	医師の診断等において知的障害（知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの及びこれに達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なものをいう。）があることが明らかになった者
⑧重複障がい	身体障害が重複（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由及び病弱の二つ以上の障害のある者）するものと、発達障害と精神障害の重複（発達障害及び精神障害の両方の障害のある者）がある。
⑨その他の障がい	①～⑧の障がいに該当しないが、継続して医療または生活規制を必要とする程度の心身症状があるもの

1-2 障がいのある学生の把握

学生総合相談センターでは、合理的配慮を必要とする学生に障害者手帳の控または診断書の提出を求める際、健康管理センター、学生支援課、所属学科、授業担当教員、学生支援に関する委員会等と情報共有することを前提に、学生の同意を得ている。

2. 障がい学生の支援

2-1 支援内容の確定

合理的配慮を必要とする内容については、前提となる障がいの状態について、障害者手帳の控、診断書、高等学校（または特別支援学校）からの個別の教育支援計画等の申し送り、本学の専門家（医療職、心理職、特別支援教育担当教員等）の所見書などを添付して、「合理的配慮のお願い」を作成する。

「合理的配慮のお願い」作成に当たっては、本人の意思を尊重しつつ、合意を形成し、支援の在り方を本人と学生総合相談センターで確認する。

2-2 障がい学生の学内支援者について

支援の実務は SA およびパソコンノートテイク・ノートテイクが行う。大学はこれら支援学生に、学内で定められた SA としての時給で報酬を支払う。

原則 SA は学科教員が支援内容にふさわしい学生に声をかけるが、学生支援課が募集する場合もある。パソコンノートテイク・ノートテイクについては学生支援課が、募集と講習を行う。

2-3 障がい学生の学外支援者について

障がい学生の家族や、障がい学生が依頼した支援者が、学内で障がい学生の生活介助を行う場合は、これを妨げない。

2-4 全教員に対する協力依頼

年度初めに教授会において障がい学生支援に対する教員への協力依頼を行う。依頼の際、資料として当該年度の「障がい学生支援ガイドライン」及び「障がい学生の支援マニュアル」を全員に配布又は配信する。また、教授会や FD 研修会等を活用し、障がい学生支援について理解を図る。

2-5 授業担当教員に対する合理的配慮の提供のお願い

障がい学生は、受講する授業担当教員に対して、「合理的配慮のお願い」を初回の授業の際に提出しながら自己紹介を行う。

学生の状況により、対面で「合理的配慮のお願い」を提出することが困難な場合は、最初の授業の前までに「合理的配慮のお願い」を学内メールで授業担当教員に申し出ることできる。

配慮願に対して、授業担当教員から合理的配慮が得られない場合は、学生の要請により、学生総合相談センターが調整・協議の機会を設ける。

2-6 紛争の解決

学生総合相談センターによる調整によってもなお解決しない場合、十文字学園女子大学障害学生支援規程第6条に基づき、ハラスメント対策室が第三者的視点に立ち、調整を行う。

< 「合理的配慮のお願い」 作成・発行・実施の流れ >

学生からの「合理的配慮申請書」に基づき、学生本人に授業等で困難を感じていることを聞き取り、学生本人の困難さの状態、医師の診断書等の内容を把握します。

学生本人と困難さの状態から必要とする配慮事項を検討します。

「合理的配慮のお願い(案)」を作成し、学生・担任教員等へ配慮案を提示します。

※学生総合相談センターから「合理的配慮のお願い(案)」を学生・担任教員にメール等で連絡します。

学科で「合理的配慮のお願い(案)」の配慮事項が合理的配慮として妥当な内容であるか、実施可能で学科等が目指す有効な学びにつながるものであるのか等を建設的に検討します。

学科の検討結果を当該学生と共有し、「合理的配慮のお願い(案)」の配慮事項を決定します。

学科、当該学生とで決定した「合理的配慮のお願い(案)」を担任教員等から学生総合相談センターに報告をします。

学科・当該学生と検討した「合理的配慮のお願い」の確定版を作成し、当該学生・担任教員に送ります。

学科から該当する授業担当者に「合理的配慮のお願い」の配慮事項を必要に応じてお知らせください。

学生本人等から授業の際に「合理的配慮のお願い」を持参し、授業担当教員に自己紹介を行うとともに配慮の実施をお願いします。

学生総合相談センター運営委員会及び学生支援企画委員会において「合理的配慮のお願い」の発行について報告・了承を得ます。

学生総合相談センターの相談
学科での相談・検討

学生総合相談センターからの発行

学科からの周知

合理的配慮の実施

書式 I

合理的配慮申請書

申請日 年 月 日

十文字学園女子大学 学生総合相談センター長 殿

下記の通り、修学に関する配慮の提供を希望します。

学籍番号		学部・学科・学年	
氏名（ふりがな）			
住所			
電話番号			
メールアドレス			
緊急時の連絡先 （家族等）	氏名（ふりがな）	続柄	
	住所	電話番号	

1. 障害名（病名）※根拠資料（診断書・検査所見・障害者手帳・その他、障害等の状況を示す資料）を添付してください。

2. 配慮が必要な事項

[現状]

- ① 入学前（高校時代等）も、修学上の配慮を受けていた。 (はい・いいえ)
- ② 障害や病状について相談している主治医、相談機関等がある。 (はい・いいえ)

[希望する配慮] ※該当する配慮についてカッコ内に○印を記入してください。

- ① 移動、施設・設備利用、支援機器・用具の利用に関する配慮。 ()
- ② 教材に関する配慮（拡大・字幕付け・事前配布等）。 ()
- ③ 授業の情報保障支援に関する配慮（ロジャー使用・パソコンテイク・手話通訳等）。 ()
- ④ 定期試験に関する配慮（時間延長・別室受験・解答方法等）。 ()
- ⑤ その他（学習支援等）。 _____

3. 個人情報の取り扱い、留意事項について ※同意する項目の□にチェックを記入してください。

- 本申請書に記載された個人情報は、修学支援の目的のため、学生総合相談センター、所属学科、授業担当教員、健康管理センター、学生支援課、学生支援に関わる委員会等に共有されます。
合理的配慮を実施するにあたり、上記関係者以外への情報共有の必要がある場合、その共有範囲については、本申請者と協議して決めるものとします。
- 外部関係機関・団体等に対して、本学に在籍する障害学生の統計資料として、学部・学年・障害の種別等の在籍者数を公表することがあります。ただし、個人を特定できる氏名等の内容を公表することは一切ありません。
- 年度ごとに本申請者との面談の機会を持ち、申請内容について相互に確認し合意形成を行います。
- 本申請者が配慮・支援によって得た情報は、自身の修学の目的以外に利用しないものとします。

以上の内容について、確認、同意のうえ、合理的配慮を申請します。 本人署名 _____

書式 2

年度 前期・後期 合理的配慮のお願い

年 月 日
十文字学園女子大学

本学では、学生の申請により、授業等での必要な支援を関係者をお願いしています。
ご理解とご配慮をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

診断書・障害者手帳は学生総合相談センター（〇〇〇〇）確認済みです。

※本学の「合理的配慮」とは、障がいや疾病のある学生が、他の学生と公平・平等に教育を受ける権利を確保するため、必要かつ適当な変更及び調整です。各授業担当者等が支障のない範囲で実施されるものです。

「合理的配慮のお願い」に関する問い合わせ先:学生総合相談センター（内線〇〇〇）

..... 記入欄↓

記入日：____年__月__日 学科承認日____年____月____日

_____ 学部 _____ 学科 _____ 年

学籍番号_____ 氏名_____

<疾病・障がい等の状況>

診断名：

医師所見：

<配慮していただきたいこと>

以上